健康増進法の勧告事例



ライオン株式会社に対する件



【表示の概要】

- ・ 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令別記様式 第3号に定める特定保健用食品の許可証票とともに、「ライオンの『トマ ト酢生活』は、消費者庁許可の特定保健用食品です。」
- ・ 本件商品についてのヒト試験結果のグラフとともに、「臨床試験で実証済み!これだけ違う、驚きの『血圧低下作用』。」
- ・ 本件商品を摂取している者の体験談として、「実感できたから続けられる! 10年くらい前から血圧が気になり、できるだけ薬に頼らず、食生活で改善できればと考えていました。飲み始めて4ヶ月、今までこんなに長続きした健康食品はないのですが、何らか実感できたので継続できています。今では離すことのできない存在です。」
- ・ 「50・60・70・80代の方に朗報!」、「毎日、おいしく血圧対策。」、「"薬に頼らずに、食生活で血圧の対策をしたい"そんな方々をサポートしようとライオンが開発した『トマト酢生活』。」

等と記載することにより、あたかも、<u>本件商品に血圧を下げる効果があると表示することについて消費者庁長官から許可を受けているかのように示し</u>、また、<u>薬物治療によることなく、本件商品を摂取するだけで高血圧を改善す</u>る効果を得られるかのように示す表示をしていた。

【実際】

実際には、本件商品は「本品は食酢の主成分である酢酸を含んでおり、血圧が高めの方に適した食品です。」を許可表示とし、食生活の改善に寄与することを目的として、その食品の摂取が健康の維持増進に役立つ、又は適する旨を表示することのみが許可されている特定保健用食品であって、血圧を下げる効果があると表示することについて消費者庁長官から許可を受けているものではなく、また、高血圧は薬物治療を含む医師の診断・治療によらなければ一般的に改善が期待できない疾患であって、薬物治療によることなく、本件商品を摂取するだけで高血圧を改善する効果が得られるとは認められないものである。

いわゆる健康食品の表示の取締り



- ・ 健康増進法は、健康の保持増進の効果等について、虚偽・誇大な広告等の表示をすることを禁止。
- ・ 健康食品については、健康増進法、景品表示法や薬機法の運用機関と連携して効果的な取締りを実施。
- ・ 保健機能食品を含む健康食品の容器包装における、食品表示法に基づく食品表示基準に基づかない表示や虚偽・誇大な用語については、関係法令運用機関が連携した取締りを実施。

健康増進法

何人も、食品として販売に供するものについて、その健康の 保持増進の効果等に関し、 著し〈事実に相違する、 著し 〈人を誤認させるような広告その他の表示をしてはならない。

景品表示法

事業者は、商品等の内容や取引条件について、一般消費者に対し、実際のもの、又は競争事業者に係るものよりも著しく優良、又は有利であると誤認させる表示をしてはならない。

薬機法

何人も、医薬品にあって、まだ厚生労働大臣の承認を受けて ないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性 能に関する広告をしてはならない。

食品表示法

食品表示関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

注:保健機能食品とは、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品。

健康増進法における法執行の流れ ·内閣総理大臣... 立入検査・収去 (第27条第1項、第32条第3項) **、検査等** ·都道府県知事等... 立入検査·収去 (第27条第1項、第32条第3項) 権限の委任 消費者庁 地方厚生局(政令第8条) 国民の健康の保持増進に 立入検査 重大なおそれがある場合 等を拒んだ 勧 とき 告 • 消費者庁 勧告 命 都道府県等(28年4月から) (第32条第1項) 消費者庁 命今 都道府県等(28年4月から (第32条第2項) 命令違反 6か月以下の懲役又は 罰則 30万円以下の罰金(第38条) 100万円以下の罰金(第 両罰規定(第39条) 36条の2) 両罰規定(第39条)

景品表示法に基づく表示の取締り



- 景品表示法は、消費者の自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保するため、 一般消費者に誤認をされる表示や過大な景品の提供を制限及び禁止している。
- これまでも、食品の商品表示に関連して、健康食品の虚偽・誇大広告等について、措 置命令等を行い、表示の適正化を図っている。

景品表示法第5条(不当な表示の禁止)

優良誤認 (第5条第1号)

商品又は役務の品質、規格その他の内容につ いての不当表示

不実証広告規制(第7条第2項)

優良誤認表示に該当するか否かを判断する必 要があるときは、事業者に対して、期間を定めて 、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す 資料の提出を求めることができる。

事業者が合理的な根拠を示す資料を提 出しない場合には、当該表示は優良誤認 表示とみなされる。

有利誤認 (第5条第2号)

商品又は役務の価格その他の取引条件につい ての不当表示

誤認されるおそれ のある表示 (第5条第3号)

商品又は役務の取引に関する事項について一 般消費者に誤認されるおそれがあると認められ 内閣総理大臣が指定する表示

無果汁の清涼飲料水等についての表示 商品の原産国に関する不当な表示 消費者信用の融資費用に関する不当な表示 不動産のおとり広告に関する表示 おとり広告に関する表示 有料老人ホームに関する不当な表示

注:28年度から、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入 するとともに、併せて返金措置を実施した事業者に対する課徴金の額の 減額措置が講じられることとなった。

景品表示法における法執行の流れ

立入検査等

·内閣総理大臣... 立入検査、報告徴収(第29条第1項) ·公正取引委員会

事業所管大臣... 立入検査、報告徴収

(第33条第2·3項)

とき

立入検査

等を拒んだ

(特別の事情がある場合に消費者庁長官から個別に委任) 権限の委任 消費者庁官 都道府県知事(政令第23条)

命令

罰則

消費者庁 命令 (第7条)

都道府県 (26年12月から)

課徴金納付命令 (28年度から)

(第8条)

命令違反

2年以下の懲役又は300 万円以下の罰金(第36条 第1項)

【法人】3億円以下の罰 金(第38条第1項)

1年以下の懲役又は300 万円以下の罰金(第37

【法人】300万円以下の罰 金(第38条第2項)

健康食品に関する景品表示法及び健康増進法の留意事項について



健康増進法の命令権限の都道府県等への移譲等を踏まえ、 保健機能食品(トクホ、機能性表示食品、栄養機能食品)も含めた食品全般の留意事項、 表示全体から受ける一般消費者の意識等をイメージするため、チラシ事例を記載。

痩身効果を標榜する架空広告例



糖尿病改善を標榜する架空広告例

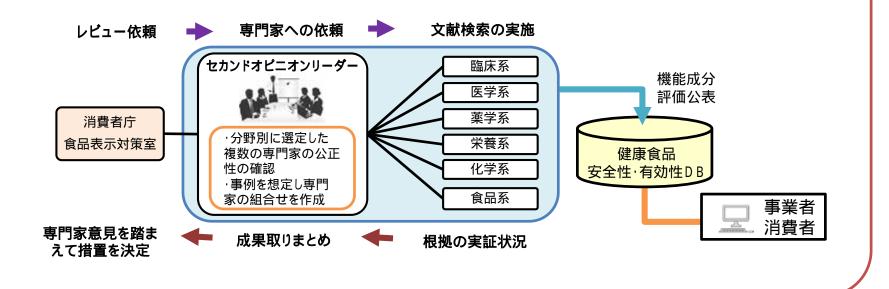


広告全体で何を遡及しているかにより、誇大表示・優良誤認表示を認定する。

健康食品の機能性等に係るエビデンスのセカンドオピニオン事業 (平成28年度新規事業)



- 個別事案に応じて、各専門分野の専門家を複数選定し、迅速に適切なレビューを実施するためのセカンドオピニオンリーダーを担う中立公正な団体に、当該事業を委託する。
- 健康食品の安全性·有効性データベースを用いた国民への情報のフィードバック(アウトカム)。



インターネット等における健康食品等虚偽広告の監視業務 (28年度拡充事業)



事業概要・目的・必要性

- ○健康・予防意識の高まりといったニーズの多様化が進む一方で、少子高齢化の進展により、健康食品が広く普及する中、虚偽・誇大な表示や広告が見受けられる。このため関係機関が連携して厳正な取締りを実施しているものの、不適正表示はあとを絶たない状況にある。
 - いわゆる健康食品等を販売するインターネットサイトから、改善の必要な虚偽・誇大の疑いのある 広告を含むサイトの抽出事務の請負を実施。
- 〇平成27年度から同制度に機能性表示食品が追加され、不適正表示が拡大する可能性がある。
- ○これらの状況に対応した表示の監視体制の構築が 必要。

事業イメージ・具体例

(事業内容)

既存の事業に加え、以下の事項を拡充 改善を要するサイトから、健康の保持増進効果に関し て専門的な知見を有する者(健康食品アドバイサリース タッフ等)による違反の蓋然性の高いものを選定。 改善要請事務の事務代行による改善の迅速化 改善要請発出後の改善状況の確認 (参考)

健康食品アドバイザリースタッフ

厚生労働省の審議会の提言を受け、平成14年2月、 厚生労働省は、「保健機能食品やその他いわゆる健康 食品について、正しい情報を提供し、身近で気軽に相 談できる人材を養成する。」との目的にそって民間団体 が保健機能食品等に係るアドバイザリースタッフの養 成の基本的考え方を通知し、民間5団体において、育 成されている。

過去の実績

インターネットにおける健康食品の広告への改善要請(商品数)

平成22年度	平成23年度	平成24年度
430	424	559
平成25年度	平成26年度	平成27年度
342	48	162

期待される効果

虚偽又は誇大と思われる広告や不当表示の恐れのある宣伝から、違反の蓋然性の高いものを選定することで、迅速な違反行為の是正が図られるほか、類似の行為を行う事業者への抑止効果が期待される。